



スクールソーシャルワーカー

SSW だより

調布市立第六中学校

スクールソーシャルワーカー

新聞 章子（しんま あやこ）

（巡回校：国領小学校・調和小学校）

発行日：令和7年1月2日

六中勤務日：月・火（月曜祝日は木曜）

生徒の皆さんへ

こんにちは。SSW（スクールソーシャルワーカー）の新聞です。

空気が冷たくなり、今年も野川にコガモがやってきました。コガモは名前の通り、鴨よりも小さな鳥です。寒い季節になると遠い国から日本へやってくるのですが、ここにたどり着くまでにどのような景色を見てきたのでしょうか？

人は生きていく中で、それぞれいろいろな景色を見て生きてています。

今、あなたにはどんな景色が見えていて、これからどういう景色を見ていきたいですか？ 生きていく中では楽しいことも、辛いこともあります。

自分の身を守ることも大切になります。モヤモヤした気持ちを抱えながらも、

何が正しいのかわからなくなったら、「自分の権利」を知っておくことがあなたの助けになります。



知ることは、あなたの助けになる

子どもの権利条約（主な4つ）

※参考文献：ユニセフ公式ホームページ「子どもの権利条約」

「子どもの権利条約」は国連総会において採択された条約です。（1989年）。

世界中のすべての子どもが、自分らしく幸せに成長でき、暮らすことを目指して作られています。



第2条 差別の禁止

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利（※）が保障される。

※条約には、暴力（暴言）から守られる権利、遊ぶ権利、教育を受ける権利など、全部で40条あります。

第3条 子どもにもっともよいことを

子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最も良いことは何か」を第一に考える。

第6条 命を守られ成長できること

すべての子どもの命が守れら、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障される。



第12条 意見を表す権利

子どもは自分の関係のある事柄について自由に意見を表すことができる。おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮する。

もし、うまく言葉にできない時は、SCやSSWがちゃんと伝えられるようにお手伝いできます。



「子どもの権利条約
全40条はこちら↑」

いろいろあります／

相談できるところ

身近な人に
相談する

親、身近にいる大人、学校の先生、保健室の先生、スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）など

SNS
電話で
相談する

- ・ 調布市チャット相談（「調布市 チャット相談」で検索 匿名OK）
- ・ こころのほとチャット（匿名OK）
- ・ どうきょう若者ヘルスサポート（匿名OK） など

SSWは学校における福祉の専門職です。

お話を聞いて一緒に改善を目指します。
ぜひ、お話を聞かせてください。

【SSWが第六中学校に勤務している日】

月・火（月曜祝日の際は、木曜）

連絡先：042-485-5276（第六中学校）

職員室滞在時は、後方入り口の傍の席におります。

座席表を確認の上お声掛けください。

保護者の方は、学校へご連絡ください。



SSW 新聞 章子（しんま あやこ）